

# 高山市人権だより

令和5年1 2月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

## 北朝鮮による拉致問題について 考えてみましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去  
発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



人は誰もが尊重され、人間らしく幸せに生きる権利を持っています。これが「人権」です。  
しかし、突如として北朝鮮に無理やり連れ去られ(拉致され)、被害者やその家族の人権が奪われ  
ました。被害者の救出や全容解明に向けた長年にわたる政府の取り組み、そして被害者のご家族  
による懸命な活動にも関わらず、いまだに問題解決には至っていません。

## 北朝鮮による拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連  
れ去りました。日本政府は現在17名を拉致被害者として認定していますが、この他にも北朝鮮に  
よる拉致の可能性を否定できない人が800名以上います。

北朝鮮は、長年にわたり日本人の拉致を否定してきましたが、2002年(平成14年)9月に、初  
めて日本人拉致を認め謝罪しました。そして、拉致被害者17名のうち5名が24年の歳月を経て  
家族が待つ日本に帰国しました。しかし、他の拉致被害者については、いまだに北朝鮮から納得  
のいく説明がなされず、帰国が実現していません。

## 私たちにできること

北朝鮮による拉致問題は、決して昔の話ではありません。  
「日本に、家族のもとに、帰りたい」「大切な家族を取り戻したい」という、拉致被害者やその家  
族の切実な思いに寄り添い、一日も早くすべての拉致被害者が帰国できるよう、一人ひとりが  
関心を寄せ続けて取り組んでいくことが重要です。

## 毎年12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ  
北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年  
(平成18年)に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施  
行され、国及び地方公共団体に啓発を図る責務があることを定め、毎年12月10日から同月16  
日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

この週間をきっかけに、私たち一人ひとりが拉致について改めて考え、できることから取り組ん  
でいきましょう。

拉致被害者を取り戻すための  
シンボルとなっているブルーリボン



## 北朝鮮による拉致問題について、詳しく知りたい方は、以下のサイトをご覧ください

- 政府 拉致問題対策本部 <https://www.rachi.go.jp/>
- 政府広報オンライン(北朝鮮による日本人拉致問題)  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201311/3.html>
- 外務省HP(北朝鮮による日本人拉致問題)  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n\\_korea/abd/rachi.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/rachi.html)
- 救う会 全国協議会 <https://www.sukuukai.jp/>
- 特定失踪者問題調査会 <https://www.chosa-kai.jp/>